

コフィー・アナン  
国際連合事務総長

# 移行の中の再生

国連年次報告  
1997年



国際連合

## 移行の中の再生・1997年

コフィー・アナン  
国際連合事務総長

# 移行の中の再生

国連年次報告  
1997年



国際連合

発行者：国際連合広報局  
ニューヨーク、10017

国連販売番号 E.97.I.23  
ISBN：92-1-100643-0  
製版：国際連合、ニューヨーク



# 目 次

|                       | ページ |
|-----------------------|-----|
| 1. 新時代の輪郭             | 1   |
| 2. 変革の管理              | 11  |
| A. よき統治、人権および民主化      | 11  |
| B. 国際経済協力と持続可能な開発     | 19  |
| C. 開発活動               | 27  |
| D. 予防外交、紛争の平和的解決および軍縮 | 34  |
| E. 人道活動               | 41  |
| F. 平和維持および紛争後の平和建設    | 47  |
| G. 新たな国際的脅威           | 55  |
| H. 法務、管理およびコミュニケーション  | 60  |
| 3. 今後の取組み             | 69  |

# I 新時代の輪郭

1. 私達は再編の時代に生きている。国際的にも国内的にも、社会的組織のパターン、機会と制約の構造、願望の対象および恐怖の源を変形させようとする根本的な力が働いている。全ての移行期がそうであるように、人間の苦境は非常に異なった様々な形として現われ、居心地の悪い緊張状態の中で共存している。例えば、グローバリゼーションが世界を包み込む中で、分裂と他との相違の主張が高まっている。平和な地域が拡大する一方で、恐ろしい突発的な暴力が激化している。これまでに類を見ない富が作り出されていても、大きな貧困領域が局地的に残っている。人々の意志とその一体をなす権利は、祝福される一方で侵害されている。科学技術は、人間の生活を向上させているものの、その副産物は地球的な生命維持システムを脅かしている。
2. 政治的意志の力により、この移行の方向性をより確実に予測可能な平和、経済福祉の拡大、社会正義および環境的持続可能性へと向けさせることは不可能なことではない。しかし、このような地球の公共財がない場合のリスクおよびコストを免れる国がないのと同様に、これらを独力で獲得できる国もない。多国間外交が発明、維持されているのは、人々とそれを代表する政治指導者がともにこの単純な事実気づいたからに他ならない。事実、20世紀の国際機関プロジェクトは、

国家間の行動という政治的市場では通常十分に生産されない公共財をより多く作り出すためには、時間的にも空間的にも、国家の利益と嗜好をどのように拡張したらよいかという点に集約されていた。ほぼ普遍的な加盟国、包括的任務、規範的なものから実地的なものにまで及ぶ幅広い活動分野、ならびに地球、地域および国内レベルにおける制度的プレゼンスを持つ国連は、こうした試みの中心となることが可能であり、また、そうなるべきである。

3. 1996年12月17日、私は光栄にも、加盟国によって国連の第7代事務総長に選出された。就任以来、私は一つの最重要目標を持ち続けてきた。それは、現代の課題により効果的に対応できるように国連全体における目的の統一性、努力の一貫性および対応を改善することである。国連を構成する各々の主体は、過去10年間の画期的変革に合わせた調整を行ってきたが、本報告は去る1年間におけるその進捗状況をまとめたものである。しかし、こうした努力を進める中で国連はその制度的な力の大きな潜在的根源、すなわち、国連内部に存在する多くの補完性および相乗効果をより効果的に利用することを学ばなければならない。今次総会で討議されることとなる1997年7月16日に私が総会に提出した包括的改革パッケージは、この目標を念頭に置いて策定されたものである。
4. 私としては最初のものとなる本年の国連活動年次報告は、次のような構成をとっている。この序論の残りの部分では、国連を取り巻く世界を変容させることによって、その課題をも変容させているいくつかの重要な力について簡単に説明す

る。第2章では、過去1年間の国連の活動を概観するが、ここでは異なるプログラム分野において、国連憲章の原則および加盟国によって設定されたプログラム優先度に従って国連がどのようにこれらの諸力に適応し、これを導いていこうとしているかというテーマに焦点が絞られている。第3章で、私は国連の活動についていくつか全般的な考察を加える。私はまた、世界が新しい世紀、——新しい千年紀を迎える中で、国連が国際協調の死活的かつ効果的手段となり続けることを確保する上で、私の制度改革提案がなぜ、どのように次なる必要なステップとなるのかについても述べることにする。

\*\*\*\*\*

5. 冷戦終結の様々な帰結は、10年近く経った現在でも世界中で容易に看取することができる。大国間の競争と軍事対立の終焉は国際的にも国内的にも一連の大きな漸進的変革を引き起こした。同時に、国際社会は依然として二極体制崩壊の悪影響と闘っている。中央アジアであれ旧ユーゴスラビアであれ、いくつかの多民族国家の分裂に続いて起こった民族間抗争はまさにその悲劇的な結末である。冷戦時代に代理戦争の場となったアジアおよびアフリカの一部では不安定な動揺が続いている。場合により、どちらかの側によって戦略拠点と見なされたことで一体性を保っていた国家は、その結果悲惨な目に遭うこととなった。90年代前半の「アフリカの角」地域、そしてより最近ではザイルがその例である。現在も残

る社会的、経済的および政治的な歪みを正すためには、冷戦で主導的な役割を果たした国をはじめとする全ての国の援助が必要である。

6. 今日の世界を作り変えている2番目の根本的な力は、グローバルイゼーションである。おそらくこれは、産業革命が対外貿易を国際的な日常茶飯事とし始めて以来、最も根本的に国際関係を変革しているものである。資本に対する部分的規制緩和と多国籍製造会社の着実な台頭により、1960年代から金融市場は加速度的に統合され、財・サービスの生産は国際化した。これは数字の上でも明らかである。国際貿易は毎年、世界の国内総生産を5%以上も上回るペースで成長しているが、国際的な資金の流れはこの国際貿易の60倍にも達している。もう一つの特徴は、これら資金の流れが組織される形態にあることである。すなわち資金の流れは、ほとんどの目的において単一化された市場の中や世界を一概に単一市場と見なす企業あるいは関係者の間で行われているのである。

7. グローバリゼーションとそれをもたらした自由化は、持続的な経済拡張の時代を作り出したが、それによって世界の経済地図は記録的な速さで塗り替えられることになった。先進工業地域では、これまでに類を見ないほど大きな富と高い生活水準が存在している。その他、ほんの1世代前まで貧困に苦しんでいたいくつかの国も、現在では経済成長の中心的存在にまでのし上がっている。次世代のうちに、世界で最も急速に成長する経済の大半は、現在開発途上地域と呼ばれている場所に存在することになるだろう。



8.       しかしグローバリゼーションは政策面で多くの課題を提示するものでもある。国際金融市場のいくつかの側面でも見られるとおり、そのうちの一つは規制による保護を欠く市場につきもののリスクである。またグローバリゼーションは、戦後の時代に先進諸国が完全雇用と社会的安定のために利用したいくつかの政策手段の効力を失なわせてきている。先進資本主義の政治経済を支配してきた新ケインズ主義的妥協をどのように置換すべきかについてはまだコンセンサスが出来上がっていないが、先進国の国民に露骨な市場万能主義へ回帰する用意ができていると信じることは愚行であろう。
9.       開発途上国は追加的な政策課題に直面している。まず、グローバリゼーションの恩恵を受けている国は依然として少数である。中国だけで開発途上国向け対外直接投資フローの40%程度を占めているほか、東アジア全体でそのほぼ3分の2を吸収している。一方、対外直接投資の4%しか受け入れていないアフリカについては、公的開発援助も減少している。世界的な資金の流れから疎外された国の中には、最も長期的な貧困を経験している国が含まれている。国連開発計画が発行した『1997年人間開発報告』が指摘するとおり、世界的な資金不足は極度の貧困の根絶にとって障害とはならない。国家レベルの経済成長促進政策を対象を絞った外国援助と組み合わせれば、現在疎外されている国々を地球的経済の積極的な参加者とすることができる。私は、これら諸国の移行促進を成功させることが国連の中心的任務であると考える。
10.     さらに開発途上諸国は、いくつかの方向で同時にその国家



機構の性格を再編しなければならないという困難な立場に置かれている。国家はそれ自身では富を創出できないという認識が広まったことで広範な民営化と規制緩和が行われているが、市場指向の開発途上国でも、国家は持続可能な開発に好ましい環境を提供する上で不可欠な役割を持っている。世界銀行の『世界開発報告』は、いわゆる新興工業国における経験に基づき、実効的な国家がこの点でいかに重要であることを示している。しかし、特に市民社会が弱く、国際的な力が圧倒的な場合、適切なバランスを見出すことは極めて複雑な作業である。国連の様々な「よき統治」プログラムは、各国政府がそのニーズに最もよく見合ったバランスを定めるための手助けを提供するものである。

11. 第3に、グローバリゼーションは、情報技術における大革命、特に大量かつ高質の音声およびデータのリアルタイム送信を可能にする高度化コンピューターと通信システムの強化に依存し、これによって維持されている。実際「グローバル」という形容詞は、場所よりも、電子的流れによって定義される空間と心理的状态を指すものになっている。この意味で、世界通貨市場は最もグローバルなものとなっている。同様に、グローバル・ファクトリーと呼ばれるものもこのような電子インフラに依存している。
12. 情報革命は、先進国で最も広範に起こっているが、開発途上国にとっても巨大な可能性を備えている。情報革命は製造業および多くのサービスにおける距離の制約を緩和するとともに、事務能力、遠隔学習、遠隔医療、小口金融システムお

よび農業生産のより効果的管理という形で、また、その他様々な応用のために新たな道具を提供している。開発途上国による情報技術の取得と活用の拡大を支援すべく、大きな努力を行うべきである。

13. 変革の第4の力は、地球環境の相互依存関係の拡大である。1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で、国際社会は、万人が望む経済および社会の進歩を万人が依存する地球生態系の保護と調和させる鍵として、持続可能な開発という概念に支持を表明した。これら生態系の多くはますます大きなストレスにさらされており、森林破壊による局地的な鉄砲水の被害から、温室効果ガスの排出量増大に起因するゆっくりとした地球全体の大気温暖化に至るまで様々な悪影響をもたらしている。しかし、1997年6月に国連本部で開かれた「リオ+5」サミットで露呈したとおり、環境の悪化を抑えるための目標達成においても、開発途上国に対する技術・資金援助の提供においても、リオ以降の進展は期待外れのものであった。私達は、本年中に京都で開催される国連気候変動枠組条約締約国会議でより好ましい成果が得られることを希望する。

14. 今日の世界における5番目の根本的变化は、それ自体政治的、技術的変革によって可能になった市民社会の顕著な国際化である。この動きは国連にとって大きな重要性を持っている。民間投資資金は利用できる公的開発援助の6倍にも上っており、これをさらに開発目的に動員しなければならない。近年、国連は人道問題であれ、経済社会開発であれ、公衆衛

生であれ、人権推進であれ、各国レベルでのその作業の多くが、非政府機関および団体の様々な献身的貢献と密接に関係していることを発見している。一層活発化する地球的市民社会の台頭を受けて、国連は市民社会をその作業に関与させ、これを真のパートナーとするための準備を整えている。改革提案の一環として、私は全ての国連機関に対し、各々の分野で活動を行う市民社会組織に門戸を開き、これと密接に協力するとともに、国連とこれら組織の協議および協力の拡大を促進するよう促した。

15.      これと密接に関連する第6の変化として、民主化と人権尊重に向けた動きが強まっている。世界各地の国々は、国家機関の独断的権力とともに、その乱用および社会的、経済的コストを自発的に制限している。一般的に自由で公正な選挙を実施している国は約120カ国と、史上最多に及んでいる。人間の尊厳と人民の意志という原則に基づく統治システムの社会的、経済的および政治的恩恵は、国内はもちろん、地域の平和と繁栄にもなって現れているが、民主制への移行それ自体はゆっくりとしたものであることが多く、数々の困難を伴うこともある。

16.      グローバリゼーションと市民社会の国際的拡張を促進している技術手段は組織犯罪、薬物密売人、資金洗浄者、テロリストといった「非市民社会」の地球的ネットワークをも拡大させている。これらの寄生要素は、今日の国際的課題を形成する7番目の要素となっている。これらは地方政治、場合によっては国家の政治をも腐敗させ、司法組織の基盤を損な

うばかりでなく、最も強力な国家に対しても安全保障上の脅威を与えている。私は早速、これらの要素と闘う国連の努力をウィーンの事務所に統合するという措置を取ったが、これを取り締まるためには国内、国際機関間の新たなパートナーシップの構築を含め、さらに決意を新たに必要がある。

17. 最後に、いささか逆説的ではあるが、こうした統合へと向かう動きと並行して、分裂への動きも見られる。場合によっては、分裂と見られる動きが実のところは効率、効果および説明責任の改善を望む政策決定および行政の分権化への動きであり、何ら懸念する必要がないこともある。それ以外の場合では、上述のとおり、二極体制崩壊の副産物として分裂が起こり、民族間の衝突および紛争に発展することもある。市場原理は土着の文化的価値を損なう可能性があり、また、実際にそうになっていることも多いため、経済のグローバルゼーションもまた、分裂をもたらす要因となっている。事実、根本的な変革によって広く生じた不透明性と不安感はいしば集团的アイデンティティーを見直し、再確認しようという運動の高まりとなって表れている。

18. アイデンティティーに基づく政治は、うまく働けば社会的結合力と国民的プライドを活性化させ、経済開発および国内・国外における紛争の平和的解決に貢献する。しかし最悪の場合、アイデンティティー政治は、異なる民族あるいは氏族、異なる宗教または異なる国籍等を理由とする「他者」の中傷をもたらすことになる。

19. このような排他主義的形態のアイデンティティー政治は近

年、国内でも国家間でも増大している。国際人道法の最も悪質な違反のいくつかはここに起因しているほか、場合によっては集団虐殺、戦闘各派による女性および子どもをはじめとする一般市民に対する意図的な攻撃、組織テロの執拗な手段としてのレイプ、緊急援助要員およびミッションに対する攻撃等、人間性の初歩的基準にももとの行為が発生している。アイデンティティー政治のマイナス面は、爆発を引き起こす強力な潜在的要素である。新時代がもたらす平和と進歩への可能性が破壊されないよう、これを察知し、これと対峙し、これを抑制すべく、十分な注意を払わなければならない。

20. 移行期は混乱の時代ともなりうる。政策決定過程は、ステップを誤れば深刻な長期的影響をもたらしうる不連続性の瞬間、すなわち移行期の罅にはまりやすい状態となるからである。国際社会は自らに対しても、将来の世代に対しても、活用できる多国間メカニズムを強化する義務があるが、その中でも国連は、変革の悪影響を抑制しつつ、その相互的恩恵をうまく利用するための協調行動を取る独特の手段となる。私が7月に総会に提出した改革案を採択することで、加盟国は、この挑戦によりよく応えるための装備を国連に与えることになる。

## 2 変革の管理

21. 1990年代を通じ、国連のあらゆる組織は、加盟国のニーズを支援、予測するために、その戦略とプログラムを新しい、流動的な国際情勢に継続的に対応させてきた。以下では、この1年間における主要活動領域の成果について、テーマ別に概観する。

### A. よき統治、 人権および民主化

22. 持続可能な開発、繁栄および平和という目標を達成する上で、よき統治が不可欠な礎石となるという認識が高まっている。この点で、各国の状況は微妙に異なっているものの、一般的に見て、また、文化的な相違を考慮しても、よき統治の構成要素としては法の支配、実効的な国家制度、公務における透明性と説明責任、人権の尊重ならびに自国の政治過程および自らの生活に影響する決定への全市民の意義ある参加があげられる。

\*\*\*\*\*

23. 1996年の第50回総会再開会期では、上述のものを含む、世



界の新たな経済的、社会的課題に照らして公共セクターの制度をどのように定義し直し、さらに必要な場合には設計し直すかという問題が審議された。国連事務局と国連の計画や基金は、多くの開発途上国ならびに東欧および独立国家共同体諸国に対して広範な統治関連の支援を提供している。こうした支援は分析作業、診断的調査、ニーズの評価、政策提言、技術協力および助言サービスといった形を取っている。支援の対象は司法機関、立法機関および選挙機関等の特定の機関の機能強化、ならびに、公共セクターの財務管理、民営化努力、情報技術、公務員制度改革および市民社会団体のエンパワメント等の部門別活動である。

24. 一例として、持続的な繁栄と安定はよき統治なしには達成できないという信念の下に国連開発計画（UNDP）はこの優先分野への資金提供を増大させており、現在では UNDP の資金割り当て額全体の 3 分の 1 以上を占めるに至っている。1997 年 7 月、UNDP は史上初めて「持続可能な成長と衡平性のための統治に関する国際会議」を開催した。国連本部で開かれたこの会議には、100 カ国以上から公選公務員、裁判官およびコミュニティー指導者が参加した。国連児童基金（UNICEF）は、国家政府の地方自治体への依存度上昇を反映して、地方の能力強化とコミュニティーの参加促進を重視するようになっている。また、国連婦人開発基金（UNIFEM）も統治プログラムを運営し、女性のエンパワメントとジェンダー問題の主流化に関する戦略推進を図っている。例えばアフリカでは、女性の政治参加に対する UNIFEM の支援を

受けて、公職選挙の女性候補は効果的なキャンペーンとメディア戦略を考案する方法を学んでいる。同様に、国連事務局の政治局選挙支援課は、投票者および選挙人、候補者としての女性を対象とした訓練プログラムを支援している。

25. 紛争後の状況では特殊なニーズが生じる。私達の見解としては、統治能力強化のための措置は緊急事態に対する国内的、国際的対応に組み込み、可及的速やかに開始すべきである。紛争による混乱状態からの復興は、広範な開発課題への早急な対応とともに、十分な法的枠組、司法組織、法執行制度、安定した社会的、政治的環境および経済的機会の創出によっても促進されるからである。

26. 開発途上国間で知識と経験の交流を拡大、強化する重要性が増している。国連事務局は、行政に関する情報および調査の交換所としての役割を通じて、このプロセスを推進していくことになろう。インターネット、ワールドワイド・ウェブなどの資源が地球的に利用できるようになっているため、様々な情報源とノウハウへのアクセスが容易になる一方で、地域委員会、専門的機関および非政府機関との新しい生産的な連携およびネットワーク作りも促進されている。

\*\*\*\*\*

27. 国連憲章第1条は、人権尊重の促進を国連の中心的目標の一つに掲げている。近年、人権はよき統治と不可分の一体をなす要素として考えられることもますます多くなっている。

28. 1993年の世界人権会議で「ウィーン宣言および行動計画」が採択されてから、国連の核心的人権活動は一層強化されることになった。それまでの活動は、主に基準の設定と国内レベルでの基準の正式な採択に焦点を絞ったものであった。ウィーン宣言は人権の普遍性を再確認する一方で、開発と民主主義の文脈からも人権を捉えている。このことは、国連人権高等弁務官事務所の設立とともに、真に地球的な観点から実務面および原則面で人権活動にアプローチすることを可能にした。
29. 国連は今年、ジュネーブの人権事務局組織の大幅な再編を行った。7月の改革プランにおいて、私はこれを一歩進め、高等弁務官事務所と人権センターを統合することで、優先事項と活動の結合性および一貫性の確保を図った。私は、アイランドのメアリー・ロビンソン大統領が国連人権高等弁務官として私達の一員となったことを非常に喜ばしく思っている。ロビンソン氏は普遍的人権の擁護のために、たゆまぬ細心の努力を続けてくれるであろう。
30. この1年間には、人権推進・擁護のための国内機関設立に関連する活動が劇的に増大した。そのねらいは、司法等のより伝統的な保護制度が利用できなかったり、実効的に機能していなかったり、その他の理由でアクセスできなかったりする場合を含め、人権侵害に関する救済措置へのアクセスを提供することによって個人の保護を強化することにある。この分野では、およそ15件のプロジェクトが加盟国の援助を行っている。また、人権および民族の権利に関するアフリカ委員

会など、地域的取決めの支援を目的とした追加的プロジェクトもある。通常、これらの活動は UNDP 等その他の国連機関との協力で行われ、よき統治と持続可能な開発を促進するその努力と連動している。

31. また、安全保障理事会による決定を直接に反映するものとして、フィールド活動に人権活動に関わるケースも急増している。状況に応じ、これらの活動は人権侵害の監視、教育、訓練およびその他の助言サービス、ならびに、信頼醸成措置を組み合わせたものとなっている。現在、このような活動は アブハジア／グルジア、ブルンジ、カンボジア、コロンビア、コンゴ民主共和国、ガザ、グアテマラ、ハイチ、マラウイ、モンゴル、ルワンダおよび旧ユーゴスラビアで行われている。
32. 人権プログラムは人権侵害の取り組みを続けている。司法手続を踏まない処刑および強制的連行・失踪を含む生命への権利と身体への脅威、表現と移動の自由および恣意的拘禁からの自由への脅威ならびに司法の独立への脅威は、引き続き国連活動の焦点となっている。こうした侵害が後を絶たないことから、私達は、実際に侵害が起こっている特定の領域を直接活動の対象としている。従って、各国政府に対しては、司法制度の強化、法執行官の訓練および法の改正の援助を目的に、助言サービスと技術援助が提供されている。司法行政に関する訓練プログラムおよび法の改正に関する助言サービスと人権推進・擁護のための国内機関設立に対する支援は、人権分野における現時点での助言サービス活動の80%を占めている。

33. 1997年7月現在、子どもの権利条約締約国は191カ国に上っているため、地球上の子どもの大半は、その人権の推進・保護に法的拘束力のあるコミットメントを行った国の国民であることになる。それでも、子どもの売買、子どもの売春、子どもを使ったポルノは引き続き重大な問題分野となっており、そのための特別報告者も任命されている。人権高等弁務官が最近策定した子どもの権利に関する行動計画の実施は、今後の不可欠な取組みであると言える。
34. 1997年の UNICEF 報告『国々の前進』によれば、女性と少女に対する暴力は、今日の世界において最も由々しき人権侵害である。この現象は、国民所得などの要因に基づく通常の状態分類に関係なく見られている。UNIFEM は、女性の権利の主流化、女性に対する暴力との闘いとその根絶、および、女性の人権に関する知識とその行使を強化する地球的女性人権プログラムを策定した。特に、女性の「権利宣言」とも言える「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の普遍的批准を取り付けることに注意が向けられている。
35. 関連分野では、国連人口基金（UNFPA）が、その国別プログラムを通じ、リプロダクティブ・ライツ、性的関係および子育てに関して国際的に合意された目標を擁護・支援している。UNFPA はこの1年間において、様々なメディアその他の公的教育キャンペーンに資金提供を行っている。基金はまた、女性器切除術の根絶に向けたプログラムの枠組を作成しているが、これはウガンダにおけるコミュニティー・ベースの切除根絶プログラムで既に成功を収めている。

36. 1998年は世界人権宣言50周年に当たるため、総会は「ウィーン宣言および行動計画」の実施進捗状況を再検討することになっている。1997年の人権高等弁務官任命と1998～2001年中期計画の作成は、人権が平和、安全、経済的繁栄および社会的衡平の促進に欠かせないものとして普遍的に認識される時代にするための一層の弾みを提供している。

\*\*\*\*\*

37. このところ民主化への動きが加速化してきている。ラテンアメリカ・カリブ地域では、民主化プロセスが引き続き強化されている。アフリカでも目に見えた進展が見られる。6月のアフリカ統一機構年次首脳会議での演説で私が指摘したとおり、民主的に選出された政府に対する自選軍事政権による軍事クーデターは受容できないという見解が、確立された規範となっている。エリトリア、エチオピア、ガーナ、マリおよび南アフリカで見られるように、アフリカでは、多民族国家における新たな立憲体制および統治形態の実験も行われている。
38. 加盟国が民主化にどれだけの価値を置いているかは、国連が受け取る選挙支援要請の件数に表れており、過去5年間にその数は80件を越えた。国連による選挙支援は、第1に、選挙プロセスとその結果の正当性に関する評価を行う国際監視員の実効性を強化し、各国政府、政党および市民社会との対話を通じて選挙関連政策の変更を勧告することを目的として



いる。最近のアルジェリア、ガーナ、マダガスカル、マリおよびイエメンにおける選挙の国際監視も、このような形で支援された。現地の民主制度の持続性を高める必要があるという認識に基づき、国連はまた、加盟国国内における憲法および選挙法改正の制度的能力を建設し、かつ各国政府が自力で選挙を組織する制度的能力を強化する重要性も強調している。この1年間に於いて、このような支援は、バングラデシュ、コモロ、ガンビア、ガイアナ、ハイチ、リベリア、マリおよびメキシコに対して提供された。

39. 長期的に見て、民主主義の持続的安定には法の支配と人権尊重の促進、自由なメディアの創設、反対意見に対する寛容および独立した市民社会が必要である。エルサルバドルとニカラグアでの経験は、困難な状況においても、国連がかかる民主化プロセスの定着を援助できることを示している。ハイチでは、国連の活動が安全と基本的自由を確立できる環境の維持に役立っている。
40. 民主化とよき統治という問題に関する協力を強化するため、国連事務局は来年、将来の活動に洞察力を備えることをねらいとして、立憲政治、多民族国家における統治および関連トピックに関して学んだ教訓について一連の協議を行うことになっている。
41. 結局のところ、つまりきや困難はあったものの、よき統治、人権および民主化に向けた移行においては進展が見られる。死活的な国内的、国際的政策目標の達成ならびに国連憲章に謳われる目標と期待の実現にとって、これはよい兆候と言える。

る。

## B. 国際経済協力と 持続可能な開発

42. 能力と説明責任と対応力を備えた国家機構は、繁栄と安定に向けた大きな進歩を達成するための礎石となるものであるが、好ましい国際経済環境もこれと同様に重要である。こうした環境整備は、国連の任務における核心的要素となっている。
43. この1年間においては、国際経済社会協力の分野での国連活動に関し、1997年6月に2つの重要な出来事があった。その1つは、総会による「開発への課題」の採択であり、もう1つは、1992年のリオデジャネイロにおける国連環境開発会議で採択された持続可能な開発のための地球的計画である「アジェンダ21」の実施状況を再検討する目的で開催された第19回特別総会である。2つのイベントはともに、この分野における国連活動の本質および組織にとって大きな意味合いを持っている。
44. 「開発への課題」は従来の開発課題に取り組むだけでなく、開発、平和、民主主義、よき統治および人権の間の相互補強的ではあるが複雑な関係を強調するものともなっている。「開発への課題」は開発分野における国連の役割を再確認し、この分野での国連システムの能力と実効性を強化する方策を明らかにしている。

45. 特別総会は、リオ会議での合意実施にあまり進展が見られていないことを冷静に考える機会となった。加えて、この特別総会は、近年国連が開催した世界的会議の再検討を行う初の試みともなった。今後、その他の会議についても同様の再検討が行われる予定である。全体として、これらの再検討から学んだ教訓は、次世紀に向けた国際的、国内的政策の形成に生かされることになる。

\*\*\*\*\*

46. 序論でも指摘したとおり、近年、開発にとっての経済環境は大きな変化を遂げている。国内レベルでは自由化と経済改革が1990年代の支配的傾向となる一方で、国際的にはグローバルイゼーションが指導的原理となっている。国連事務局と各政府間機関はこの2つの側面に引き続き注意を払っている。例えば、『1997年世界経済社会年報』では、全ての開発途上国および経済体制移行国は失業の減少と貧困の緩和を進展させるために、国民1人当たり所得を年率3%以上引き上げる必要があるとされている。この報告によれば、この成長レベルを達成するために、特に低所得国は現在よりも好ましい外部経済環境を必要としている。この問題については、経済社会理事会の1997年実質会期で突っ込んだ話し合いが行われた。
47. 政府開発援助の逡巡傾向は、低所得国の開発見通しに深刻な暗い影を投げかけている。国際社会による継続的な支援がなければ、ほとんどのアフリカ諸国およびその他多くの脆弱

な国々は、現在の経済改革の恩恵を受けられない可能性が高い。しかし、この1年間には、1996年6月のリヨン先進国サミットで提案された新しい地球的パートナーシップに起因するものをはじめとして、いくつか前向きなイニシアチブが取られた。その中にはアフリカ開発に関する第2回東京国際会議、米国が提案した「アフリカ成長・機会法」、スウェーデンによる「パートナーシップ・アフリカ」および欧州共同体とアフリカ・カリブ・太平洋諸国の間で締結された第4次ロメ協定の後継計画が含まれている。国連にとって今後の重要課題は開発途上国のニーズと期待を充足し、また、地球的な経済状況および経済行動に矛盾しない、新たな形のパートナーシップを先進国と途上国との間に作り上げることである。

48. 国際貿易の分野では、国連貿易開発会議（UNCTAD）がこの課題への対応を行っている。去る1年間におけるその活動の重点は政策分析作業、政府間討議および技術援助活動へとシフトしている。UNCTADは、グローバリゼーションと開発との関係をはじめ、国際貿易システムへ全開発途上国を実効的に統合する方策を検討している。UNCTADは投資環境を整備し、技術的能力を向上させ、起業の機会を判別、活用しようとする開発途上国の努力を支援している。同時にUNCTADは後発開発途上国の能力建設にも深く関わり続けている。こうしたプログラム面の変革と並行して、UNCTADの政府間機構および事務局の大幅合理化、会合回数の削減ならびに人員カットが行われ、多額の資金が節約されている。
49. 地域委員会も活動プログラムの見直しを行っている。例え



ば、ヨーロッパ経済委員会は、中欧諸国の欧州連合加盟、南東欧諸国および独立国家共同体諸国の移行プロセスならびに越境、エネルギー・輸送インフラおよび環境を含むいくつかの数カ国に及ぶ問題の影響に取り組んでいる。アフリカ経済委員会は、ウルグアイ・ラウンド後の課題とアフリカにとっての機会をはじめ、地域貿易と投資の問題に重点的に取り組んでいる。西アジア経済社会委員会は、特に農業および工業の分野で一部の活動を削減する一方で、水源開発、エネルギー、輸送等その他の分野における活動を拡大している。ラテンアメリカ・カリブ経済委員会は、この1年間に於いて、特惠貿易協定とより開放的な国際貿易システムの調和を含め、様々な分析および政策課題を検討した。同委員会はまた、いくつかの改革措置を制度化したが、その中には、委員会事務局の委員会に対する説明責任を明確化、強化する代わりにより大きな権限と柔軟性を与える試験的な計画が含まれている。アジア太平洋経済社会委員会は、4月の会期において、委員会の合理化を公約するとともに、特に貧困の蔓延が続いている国々を対象に、同地域に関する調査およびその他開発活動の中核的存在として機能することを誓約した。

50. 経済社会理事会とその補助機関による最近の活動は、90年代になって開催された世界会議で合意された計画およびプログラムの具体化を焦点とするものが多くなっている。「リオ+5」に関する特別総会に加え、人口開発委員会、社会開発委員会および婦人の地位委員会の1997年会合はカイロ、コペンハーゲンおよび北京で開催された会議のフォローアップ問題

を検討した。

51. 同様に、これらそれぞれの分野における国連事務局の作業プログラムは、世界会議およびそれに続く各委員会会期で明らかにされた優先課題を指向するものとなった。一例を挙げると、女性および男女平等に関する機関間委員会は、ジェンダー問題および女性の地位向上に関する事務総長特別アドバイザーを議長として、1996年10月に第1回会合を開いている。この委員会は、ジェンダー問題の主流化促進と北京会議ならびにその他国連会議およびサミットに対する国連システムの対応の調整を担当している。
52. データの収集と伝達の改善は、国連システムによる世界会議フォローアップの重要な側面となっている。この1年間に、統計課は、人口課および欧州連合と協力して国際移民統計に関する勧告を修正したほか、地域委員会および欧州連合と協力して人口・住宅調査に関する原則および勧告の見直しを行った。より伝統的なデータの収集、更新および伝達改善も引き続き国連活動の重要な側面である。例えば、1996年の国連公式人口推計・予測の修正によれば、1990年代前半はそれ以前に比べて、世界人口増加率は鈍化し、出生率は低下し、死亡率の動向は多様化し、移民の流れは増大したという結果が出ている。また、この修正では、特にアフリカにおいて、AIDS蔓延が死亡率に破壊的影響を及ぼしていることも明るみに出している。
53. 国連は引き続き技術革新を活用して情報伝達の強化を図っている。例えば、『統計月報』はワールドワイド・ウェブで入



手できるようになっている。「人口情報ネットワーク」は人口に関するデータおよび情報バンクとしての役割を果たすとともに、開発途上国によるインターネット上の人口情報サイト創設も支援している。同様に、女性の地位向上課は、国連婦人開発基金および婦人の向上のための国際訓練研修所とともに、地球的女性問題に関するインターネット・スペース「ウイメンウォッチ」を発足させている。非政府機関ネットワークとの連携およびパートナーシップは、女性の地位とその人権を推進する市民社会の活動加速化を促進している。

\*\*\*\*\*

54. 増大する世界人口のニーズをその拠り所となる天然資源を破壊することなしにどのように充足するかという持続可能な開発の問題は、21世紀を迎える人類が直面する根本的課題である。1992年の国連環境開発会議は、持続可能な長期的開発達成のための詳細なプランを描き出した。この1年間における国連の持続可能な開発に関する作業は、特別総会の準備を中心に進められた。
55. 特別総会は、開発途上国が地球的環境目標達成に向けて国内資源を動員するためには、先進国が途上国に対する資金的・技術的支援を大幅に強化しなければならないことを明確にした。特別総会は、持続可能性を確保するために法的拘束力を持つ措置を講ずる可能性を検討することも含め、森林の問題について持続可能な開発委員会の下で政治プロセスを継

続することで合意した。総会はまた、淡水の希少性という問題とエネルギー部門に関する政府間協議に着手することも決定した。

56. 気候変動の問題については合意は予定されておらず、事実これは達成されなかったが、特別総会では、協調的戦略を通じてこの問題に取り組むとともに、この戦略の主要な手段である「国連気候変動枠組条約」の強化に必要な政治的コンセンサスを得る目的で目下の重大なギャップを埋める必要性について、世論および政治の認識が喚起された。次なる措置は、先進国が地球温暖化の原因となるガスの排出量を抑制、削減するために法的拘束力のあるコミットメントを採択することである。これは、1997年12月に京都で開催予定である次回の枠組条約締約国会議の主要目標ともなっている。最終的に、地球全体の温室効果ガスを「安全な」レベルで安定化させるという条約の目標は、先進国だけでは達成不可能であり、開発途上国の協力が必要になるものと見られる。
57. 1997年初頭には、国連環境計画（UNEP）が『世界環境概況』初版を発行した。これによれば、この10年間に於いて地球環境の状態は悪化を続けており、重大な環境問題は相変わらず全地域における各国の社会・経済的構造に深く根差したものとなっている。公害と資源劣化の抑制についてはいくらかの進展が報告されているが、有毒物質と温室効果ガスの排出から天然資源の劣化および砂漠化に至るまで、幅広い範囲で事態は悪化傾向にある。
58. こうした動きに留意し、UNEP 管理理事会はその第19会期

において環境の監視、評価および早期警戒に関する UNEP の作業を強化する措置を採択した。また、「海洋環境を陸上活動から守るための地球的行動計画」の実施、有害化学品による人間の健康に対するリスクを軽減する措置および残留性有機汚染物資を削減するための行動についても合意が達成された。1997年にはこれらの問題について進展が見られた。

59. 都市化の加速は持続可能な開発の全側面に影響を与えている。この問題の深刻さは1996年にイスタンブールで開催された国連人間居住会議（ハビタットⅡ）で議論的となった。この1年間において、国連人間居住センターは、住居およびサービス、都市管理および政策改革について、また万人のための十分な住居の提供と持続可能な人間居住開発に向けた前進を測定する指針および指標の考案について、開発途上国への支援を増大させている。総会の要請に応じ、人間居住委員会は1997年5月の会期において、地方自治体および民間セクターをはじめとするその他の市民社会グループを関与させるためにその作業方法を見直し、これを採択した。

\*\*\*\*\*

60. 「開発への課題」および特別総会ならびに政府間レベルにおける関連活動はいずれも、目下の懸案事項の多面的・セクター横断的性質を強調しているが、このことはすでにこれらの分野での国連の作業プログラムが実際に経験してきている。このことは、事務局レベルで最も効果的な対応を行うにはど

うするかという、重大な制度的課題を突き付けている。要求されているのは、単に事務的サポートの効率化だけではない。国連の分析、規範設定および技術援助の機能をよりよく統合すること、ならびに、政策立案および行動に関する国連の分析、規範設定の作業の妥当性を強化することがより重要だと言えるからである。

61.      このようなねらいを持って、私は国連事務局で経済社会領域を担当する3局を、経済社会局に統一することを決定した。この新しく統合された局には、その複雑な役割を総合的に果たすためにはるかに優れた装備が施されることになる。また、この統合の結果として効率化による節約も生まれるが、私はこれを7月の改革計画の一環として加盟国に勧告した開発勘定に充当することを提案している。

## C. 開発活動

62.      今日の世界は、所得においてもサービスへのアクセスにおいても、また人間の尊厳に見合った生活を送る機会においても相変わらず膨大な不均衡によって特徴づけられている。開発課題は依然として深刻であり、極めて悲惨な貧困状態も続いている。この課題に立ち向かうためには国内的、国際的な環境整備に加えて、開発途上国に対する支援の強化が必要である。
63.      国連は、開発の多様な側面を特定する地球的課題を取りま



とめ、合意された目標を達成する計画を考案している。しかし、これは壮大な任務であり、利用できる資源も先細り状態にある。このため、国連の開発計画および基金は、1996年のプログラム・サイクル調整を手始めとして、戦略的資源配分を調整し、国別レベルでの協力を拡大することにより、限られた資源を有効利用する方法を模索している。

64. これまでの成功に上乗せしてこのプロセスを加速するため、私が7月に行った最も重要な改革提案には国連開発グループの創設が含まれている。国連開発計画総裁を議長とする開発グループには UNICEF と UNFPA も含まれているが、その他の機関もその関心および権限に応じて参加することになる。国連開発グループの機構は、その構成ユニット独自の性質を維持、補強する一方で、本部および現地レベルでのより統合的な、協調的、一貫した枠組においてその機能を促進するような形になっている。開発グループは、国連の開発活動のインパクトを増幅する上で大きな将来性を備えている。

\*\*\*\*\*

65. 170 カ国以上を担当する132 カ所の現地事務所を拠点として、国連開発計画は貧困根絶と持続可能な人間開発のための政策および能力を育成している。1996年に UNDP は新たな資金配分方式を導入したが、これにより、約8億5000万ドルのコア資金のほぼ90%が低所得国に割り当てられている。UNDP のコア資金は、限定的資金・コスト分担取決めによっ

て120万ドル程度増額されている。UNDPは引き続き各国が貧困を根絶し、雇用と持続可能な生活を創出できるようにすることを主たる重点事項としている。この1年間におけるプロジェクト対象国は80カ国を越えており、経済運営（アフリカ36カ国）、国内貧困根絶プログラムの実施（中国、インド、モンゴルおよびアフリカ23カ国）、公共支出の再編（ブルキナファソ）および社会的弱者に対する経済改革の影響監視（モンゴル）に関して支援が提供された。1997～1998年度には、ジェンダー問題を主流とした活動に配分される資金が、コア資金の5分の1にまで増額されている。

66. 環境と開発の分野においてはUNDPは1996年、「国連砂漠化防止条約」および「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」を履行する開発途上国の努力を支援するとともに、開発途上国の環境ニーズに関連する新たな活動向けに地球環境資金制度から4700万ドルを取り付けた。
67. 1996年、UNDPは「貧困戦略イニシアチブ」を開始した。これらのプロジェクトの多くは、家計調査および類似の手段を通じ、各国国内の関係機関が全国的貧困の規模と分布を評価できるよう援助するものであった。UNDPの各国事務所は地球的な『人間開発報告』を補完するものとして、国別人間開発報告の作成を支援している。1996年時点で、50カ国以上がこのような報告を作成しているが、1997年末までには国別報告書を作成する国はおよそ100カ国に達するものと見られる。これら報告書は各国の貧困対策キャンペーンの枠組み作りに貢献するとともに、その進捗状況をモニターする基盤ともなっ



ている。

68. 国連児童基金（UNICEF）も新設された国連開発グループの中核をなす一員である。1996年の UNICEF 支出額は合計で 9 億 2100 万ドルとなっているが、その優に 3 分の 1 は非政府機関あるいは民間からの拠出金である。プログラム支出のおよそ 70% は、世界の子ども人口の 70% を占める低所得国の子どもへのケアおよび保護に用いられた。アフリカとアジアだけで総支出額の約 3 分の 2 を占めた。プログラム活動部門としては保健が圧倒的な部分を占めており、これに次いで教育、栄養および清潔な水の供給と公衆衛生がほぼ同じ割合で続いている。

69. より幅広い国連の文脈において UNICEF は協力活動に積極的に関与しており、主導機関となることも多くなっている。その数多い顕著な例の一つとして、急性呼吸器疾患、下痢、マラリア、はしか、栄養失調等、子どもの病気と死亡の主要原因を予防、治療する活動が挙げられる。UNICEF と世界保健機関は、このような子どもの病気の予防および対策について総合的なアプローチを推進している。UNICEF はまた、いくつかの国際、国内機関と協力して、妊産婦死亡率の低減に向けた活動も行っている。こうした努力の結果、バングラデシュ、インドネシア、マリ、ルーマニアおよびベトナムをはじめとする多くの国々が助産婦の訓練の改善、家族計画と女性保健サービスへのアクセス改善、および、緊急産科ケアの改善を組み合わせたプログラムを発足させている。

70. 国連開発グループのもう一つの中核的メンバーは国連人口

基金（UNFPA）である。1996年の拠出誓約額は3億ドル超にとどまった。同年には新たな国別プログラムが47件作成された。UNFPAは家族計画とセクシャル・ヘルスを含みプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、人口・開発戦略および情報と教育活動という3つの主要プログラム領域に重点を置いている。UNFPAは特に、各国の人口プログラムでリプロダクティブ・ヘルスの概念を制度化し、これらプログラムをプライマリー・ヘルスケア・システムに統合する手助けを行っている。基金はまた、青少年のリプロダクティブ・ヘルスの分野でも努力を強化している。

71. 世界食糧計画（WFP）は、緊急人道援助と開発活動という2つの任務を兼ね備えた機関である。その14億ドルの資金のうち、約3分の1が開発に当てられている。1996年には、開発目的に利用できる新規資金のコミットメントがそれ以前のレベルを大きく下回った。それでも、WFPの開発援助は人的資源開発プロジェクトをはじめ、インフラ整備、農業あるいは農村開発プロジェクトの形で2000万人以上の人々に裨益している。受益人口のうちの約40%はサハラ以南アフリカ、さらに3分の1はアジア太平洋地域の人々である。
72. WFPは最も必要に迫られた国々の最貧層を中心に資金を配分しているため、援助の大半はアフリカ向けとなっておりおよそ30カ国のアフリカ諸国がWFPの援助を受けている。同時に、アフリカ地域では前進も見られる。最近まで緊急援助と開発援助の両方を受けていたエチオピアでは、昨年、隣国のケニアとソマリアに輸出できるほどの穀物余剰が生じた。

コートジボワール、ガーナおよびモーリシャスの農業生産成長率は、サハラ以南アフリカ平均の2%に対し、最近では年平均で4%となっている。

73. アジア太平洋地域における WFP の開発活動は、主として、農村貧困層が食糧安全保障を向上できるようにすることに重点を置いている。具体的な活動としては、貧しい女性を対象とした自助訓練と融資制度（バングラデシュ）、農村コミュニティが地元のインフラ整備・所得創出プロジェクトを選択・実施する能力の強化（中国、インドおよびネパール）、戦争被害者のための再建プログラム（カンボジア）、および、社会的弱者に対する栄養・健康面での支援（インドおよびベトナム）があげられる。
74. ラテンアメリカおよびカリブにおいて、WFP は、各国政府や地域コミュニティが最貧世帯の生産的資源に対するアクセスを改善し、かつプライマリー・ヘルスケアならびに就学前および初等教育において対象を絞った介入を行うことによって、直接的に食生活をサポートできるように、その努力を支援している。
75. 国連の開発努力には、その他いくつかの機関も多大な貢献を行っている。その一つに国連婦人開発基金（UNIFEM）がある。基金の開発関連活動は、起業家および生産者としての女性の経済能力を高めるプログラムを支援している。この作業の鍵を握る側面としては、小口融資に対するジェンダーを考慮したアプローチを主張する「女性と信用に関する国際協同」等、国際的ネットワークの創出および育成の支援があげ

られる。地域的イニシアチブも支援を受けている。その一例として、「女性自営業者協会」があげられるが、これは最終的には採択されることになった自営業者に関する国際労働機関条約のためのキャンペーン強化に対する UNIFEM の支援によって可能になったものである。また、UNIFEM は、財・サービスの生産およびマーケティングを組織する女性の努力も支援している。

76. HIV/AIDS の破壊的インパクトは、多くの低所得国の開発見通しにとって深刻な障害となっている。国連エイズ計画 (UNAIDS) の任務は感染の予防、ケアと支援の提供、個人およびコミュニティの脆弱性低減、ならびに、その影響緩和を目的として、エイズ蔓延に対する国連の対応強化を主導、強化および支援することにある。国別レベルで UNAIDS は、各国の HIV/AIDS 対策を支援する国連の努力を調整する目的で HIV/AIDS に関してテーマ別のグループ設立を支援している。国境を越えた多くの HIV/AIDS 問題に関する国際協力を強化する必要性もさることながら、各国間での経験とノウハウの共有も重要である。このため、UNAIDS は共同出資機関と密接な協力を行う小規模な国際チームをアビジャン、バンコクおよびプレトリアに設置し、技術資源ネットワークの開発・強化と、HIV/AIDS の予防およびケアに関する各国の能力拡充に当たらせている。

77. 全体的に国連の様々な開発機関は重大な課題に直面しながらも野心的な対応を行っているが、そのための資源は極めて限られたものとなっている。私が国連開発グループを設立し



たねらいは、戦略レベルおよびフィールド活動において構成機関の間に密接な協力関係を作り上げることで、これら資源の効果を増幅させるとともに、中核的能力に重点を置き、事務局施設とサービスを共有することによって全体的な努力を強化することにある。

## D. 予防外交、紛争の平和的解決 および軍縮

78. 構成員が暴力に訴えず、別の何らかの方法で紛争を解決するという保証は、すべての秩序ある社会の基盤である。今日、このように平和的な変革を確信できる場所が世界各地に広がっているが、同時に、国家間および国内で暴力的紛争が発生する例も後を絶たない。紛争を抑制、解決できる手段を提供し、その根本的原因に取り組むことによって平和的変革の領域を広げることは、国連の第一義的目標である。
79. 国内及び国家間の紛争を防止するためには、第1に、緊張の芽に注意を払い続けるとともに、緊張状態が紛争へと発展しないよう速やかな行動をとることが必要である。この1年間、国連事務局は、その他の国連システム機関と協力して、安全保障理事会が予防的行動を実施あるいは発展させることができるよう、国際の平和と安全への脅威を察知する地球的監視活動の強化を図ってきた。
80. 地域機関との協力は大きな潜在的可能性を備えている。アフリカ統一機構（OAU）との協力はその好例である。国連と



OAUの事務局はほぼ毎日協議を行っている。大湖地域担当国連・OAU合同特別代表に任命されたモハメド・サフヌーン氏はこの協力関係を体現する存在であり、同氏の権限および活動は中部アフリカのその他の国々にも拡大されている。また国連は、西アフリカ諸国経済共同体および南部アフリカ開発共同体等、小地域機関との協力も拡充している。

81. その他、国連は米州機構とも密接な協力を行っており、特にハイチでは、合同で展開している国際文民ミッションが活動を継続中である。また、欧州安全保障協力機構および欧州理事会との間でも、人権、選挙支援、平和創設および経済開発の分野において、同じような協力が行われている。私達はこのようなプラスの経験をさらに積み重ね、国連と地域機関の分業体制の合理化および費用効果改善を図ることにより、国連憲章第8章の規定を具体化していく所存である。

82. この1年間に中央アジアの隣り合った2ヵ国で対照的な経験が得られたことは、紛争解決の前進に一定の条件が必要であることを浮き彫りにしている。「タジキスタンにおける平和と国民的合意の確立に関する一般協定」の署名は戦闘を完全に防止するまでには至っていないものの、その相違を平和的に解決しようとするタジキスタン紛争当事者の希望を示したものである。協定はまた、イラン回教共和国、ロシア連邦等の鍵を握る諸国が、その実現に向けて紛争当事者に影響力を行使する用意があることを反映するものでもある。他方、アフガニスタンでは、国連特別ミッションによる努力とこれを支援する安全保障理事会のアピールにもかかわらず、戦闘

当事者は平和的解決にほとんど関心を示さず、残忍で無益な内戦を続けた。しかも、一部の加盟国は当事者に政治的、軍事的支援を続け、戦闘を助長している。その間にも、アフガニスタン国民の絶えざる惨禍は悪化している。私は今年7月、ラフダール・ブラヒミ氏を派遣し、新たな情勢判断と国連がとりうる役割を勧告させることにより、アフガニスタン内戦終結を援助しようとする国連の努力を強化することを決定した。

83. 平和的共存の意志が欠如し、かつ一部の分子が合意された政治秩序を暴力によって変更しようとしているために、数年間に及ぶ内戦後の安定回復に国連が重要な役割を果たした2つの国において深刻な退行が見られることを私は深く憂慮している。5月のシエラレオネでのクーデターはあるまじき行為であり、当然のことながらアフリカ諸国および国際社会全体から激しい非難を受けた。このクーデターは、安定と開発の両方を絶対に必要としているシエラレオネにおいて、その機会を大きく損なう結果となった。カンボジアでは、多大な労苦と代償を伴う国際的努力の結果成立した脆弱な連立政権が、7月の暴動事件で大きく揺さぶられた。

84. ルワンダの惨劇に続いて中部アフリカの大湖地域を飲み込んだ一連の問題と危機は、これに対応する総合的なアプローチを国連にも要求するものとなった。ルワンダ国内では幾分かの安定が回復されたが、私の特使であるサフヌーン氏は、ザイール東部で発生した危機に対処する国際的努力に深く関与するようになった。ここに端を発した反乱により最終的に

首都のキンシャサは陥落し、樹立された新政府は同国をコンゴ民主共和国と改名した。サフヌーン氏は、ガボンのオマル・ボンゴ大統領と協力して、コンゴ民主共和国における紛争の平和的解決を図るとともに、ブルンジの諸政党を交渉のテーブルにつかせようとするタンザニア連合共和国のジュリアス・ニエレレ元大統領の努力を支援し続けた。

85. コンゴ民主共和国で集団虐殺行為および国際人道法違反が生じているという訴えに真剣に取り組む緊急の必要性を認識した私は、真相究明のために調査チームを派遣した。結局のところ同地域に深く根差した広範な問題の解決策は現地の人々にしか考案できない。同時に国際社会は、和平努力を支援・維持する長期的コミットメントを通じ、同地域の要求と期待に完全に応えなければならない。
86. また、この数ヵ月間に私は西サハラ、キプロスおよび東ティモールの3つの長期的紛争解決に向けて、停滞気味のプロセスを活性化するイニシアチブも打ち出した。それぞれのケースについて私は、プロセスの行き詰まりを打開するためにハイレベルの特使を任命した。西サハラの場合、私は、当事者とともに解決プラン実施の見通しを探り、私に勧告を行うようジェームス・ベーカー3世氏に要請した。ベーカー氏は当事者と数回の協議を行った。解決策実施の環境を整備するため、国連西サハラ住民投票ミッションは引き続き現地に駐留している。
87. 東ティモールにおける私の仲介に新たな弾みをつけるため、私は個人代表にジャムシード・マーカー氏を任命した。マー

カー氏は、1983年以来歴代事務総長の仲介で行われてきた3者協議を活性化する最善の方策についてインドネシア政府およびポルトガル政府と一連の集中的な協議を開始した。同氏自身も東ティモールを訪れている。これらの協議に基づき、私は、インドネシアとポルトガルの外相をニューヨークに招き、会談を行った。私は、交渉を結実させるという保証を両国政府から得て勇気づけられた。私はまた、全関係者参加による東ティモール人の対話を継続し、東ティモールの人々が恒久的解決を図るための実務的アイデアを出せるようにすることが有用であると信じる。

88. 私が和平プロセスの行き詰まり打開を図った第3の問題はキプロス紛争であるが、同国では長年の国連平和維持軍のブレゼンスが戦闘再開の防止に不可欠な役割を果たしている。私は、キプロス担当特別顧問のディエゴ・コルドベス氏主宰の下、両住民の指導者を招き、3年ぶりに一連の直接交渉を行わせた。第1回目の交渉は7月にニューヨークで、第2回目の交渉は8月にスイスで行われた。実質的問題についてまだ合意は見られていないものの、双方の指導者は私の仲介のもとに全般的な解決を達成することを引き続き誓約しているため、私はこの任務を継続していく所存である。

89. 最後に、強制的制裁措置の実施は安全保障理事会が利用できる価値ある道具であり、国連に対して武力によらない圧力行使を可能にしている。しかし、一般市民の中で最も社会的に脆い人々に対する制裁措置の悪影響と、その他の国家に対する付随的影響について懸念が表明されている。1996年12月

に発効し、1997年6月に延長されたイラク原油限定的輸出プログラムは、制裁対象国の一般市民の人道的ニーズに取り組もうとする安保理初の体系的な試みである。私は、制裁をより人間的で効果の高い手段にする方法を検討するよう総会および安全保障理事会に奨励したい。

\*\*\*\*\*

90. この1年間、ジュネーブ軍縮会議を通じたものを含む多国間条約の締結により、軍備管理と軍縮の分野で大きな進展が見られた。幅広い大量破壊兵器を対象とする条約が交渉、延長あるいは支持されたり、発効したりしている。核不拡散条約の新しい制度的再検討プロセスが開始され、歴史的な包括的核実験禁止条約が締結され、化学兵器禁止条約が発効したほか、生物兵器禁止条約締約国は検証規定交渉努力の強化に合意している。様々な非核地帯取決めもさらに強化されているが、現在ではその多くが核兵器国の完全な支持を得ている。特に、現存の核兵器備蓄を大幅に削減し、最終的にはこれを廃絶することを目指して、このような成果から生じた弾みを維持していかなければならない。

91. こうした成果にもかかわらず、軽量・小型兵器をはじめとする通常兵器を律する基準が欠如していることについて、懸念が増している。その急激な加速度的拡散についてはほとんど対策がなされていない。こうした状況によって手のつけられない事件の連鎖が生まれている。加盟国は一定の武力紛争



への対応を国連に要請しているが、今日の紛争のうち少なくとも15件については、軽量・小型兵器が主要な、あるいは唯一の武力手段となっている。これらの武器は世界の市場で容易に入手できる。実際、国連が和平促進に努めている紛争地域に対するものを含め、小型兵器については激しい輸出競争があるため、これら紛争は激化、長期化する傾向がある。その結果として生じる死者と国内及び隣接地域への避難民は、国連が緩和を求められている人道危機を悪化させるものとして跳ね返ってくる。

92. 国際社会にとっての課題は、特に紛争地域に対するこのような兵器の拡散を封じ込める策を講じることである。一つの手段としては、軍事問題における開放性と透明性の原則を推進することがあげられる。この点で、加盟国から幅広い支持を得ている国連通常兵器登録制度を強化すべきである。軽量兵器の輸出入および生産停止を宣言する最近の西アフリカでの賞賛すべきイニシアチブも、もう一つの建設的措置と言える。
93. 最後に、対人地雷禁止に向けて継続中の努力を全面的に奨励し、これらの卑しむべき兵器を廃絶するための実効的措置を可及的速やかに採択すべきである。地雷は戦争が終わっても除去されない兵器であり、地雷による死者および障害者は一般市民を中心に毎月約2,000人に及んでいる。顕著な進展はようやく見られるようになったばかりである。1996年秋、一部の国々は「地雷禁止のための国際キャンペーン」とともに、地雷禁止運動を活発化させたが、これは「オタワ・プロセス」

と呼ばれることになった。現在までに117ヵ国が、1997年12月、オタワにおいて対人地雷の製造、生産、使用および輸出の全面禁止を支持する国際条約に署名する意志を明らかにした。私はこの努力を強く支援する。

94. これらおよびその他新たな兵器拡散問題により、国連がこの分野での努力を活性化する必要性が生じている。世界がもはや大国間の対立で引き裂かれていないという事実は、これを可能にする。この機会を捉え、私は7月の改革報告で軍縮・軍備管理局の新設を提案した。この改革は、紛争の火に油を注ぐ兵器拡散を抑制することにより、国連を紛争の破壊力を制限する努力の中心舞台へと引き戻すものである。

## E. 人道活動

95. 紛争の平和的解決が失敗したり、政策オプションとして執拗に拒絶されたりしたために武力紛争が続く場合、他国へのインパクトは最初に難民の急増、あるいは国内避難民およびその他の被災者の惨状に対する懸念となって現れることが多い。今日、人為的災害による犠牲者は計り知れない数に上っている。紛争によって物理的に退避を余儀なくされた人々の数は4,000万人と推定されるが、この数字は自然災害による犠牲者のおそらく10倍にも相当する。国連の人道機関の目標は必要とする者に対して時宜に適った効果的な援助と保護を提供し、人道規範の順守を主張していくことにある。

96. 紛争被害者に対する人道援助は、複雑性と流動性と危険性を一層強める文脈の中で実施される。国家機構が攻撃あるいは破壊され、法と秩序および市民社会の支援メカニズムが崩壊し、全面的な内戦へと発展する中で任務が遂行される。このため、救援努力は政治的解決の促進、能力の再建および経済機会の回復を含む、より包括的アプローチと組み合わせる必要がある。不吉な兆候として、戦闘員が一般市民をはっきりと攻撃対象として、避難を強制したり、盾として用いたり、恐怖を与えたり、皆殺しにしたりするケースが増えている。同様に、人道援助ミッションも政治的取引の材料としてアクセスを妨害あるいは拒絶されたり、戦闘当事者の戦略的計算の一部として利用されたり、攻撃にさらされたりしている。こうしたあるまじき行為は、非常に深刻な政策および道徳上のジレンマを提起しているため、国際社会はこれに取り組み、解決を図らなければならない。

\*\*\*\*\*

97. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の援助を受ける難民は、1996年中に1,550万人から1,320万人へと減少した。これは自発的帰還を確保する UNHCR の努力によるところもあるが、残念なことに、特に中部アフリカの大湖地域において、大規模な強制的帰還および退避の例も見られる。国内避難民の数は難民の数を大きく上回り、2,000万人から2,500万人と推定される。UNHCR は、ほぼ500万人の国内避難民とこれと同数

の元難民および様々な再定住段階にあるその他の人々に対して、直接的あるいは間接的な支援を行っている。緊急援助調整官も、自然災害の犠牲者に対する奉仕を行っている。

98. 1996年、世界食糧計画は計57件の救援活動を行ったが、そのうちの6件（大湖地域、アンゴラ、アフガニスタン、イラク、リベリアおよび旧ユーゴスラビア）だけで、提供された救援物資の3分の2以上を占めた。援助対象となった被災者のうち1,500万人以上を占める女性と子どもは通常、政治的暴動、干ばつあるいはその他の災害で飢餓の影響を真っ先に受ける人々である。UNICEFは緊急事態下にある子どもの栄養、保健、衛生および教育に関連する問題を中心に、広範な人道援助努力を続けた。国連人権センターとUNICEFは、子どもに対する武力紛争の影響に関する総会第3委員会宛の重要な専門家報告書の作成に支援を与えた。報告書は、この問題についてこれまで行われた報告の中でも最も包括的な分析を提示している。この1年、国連人口基金はUNHCRと協定を結び、国内避難民および難民に対する緊急のリプロダクティブ・ヘルスケアの提供を行った。これに加えて、UNAIDSは、各国政府および協力機関が緊急事態におけるHIV感染の急速な拡大を防止し、感染者にケアを提供するために必要な措置を講じられるよう、ガイドラインを作成した。

99. 最も古くから活動している国連の人道援助機関は、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）である。340万人の難民に対する不可欠な教育、保健、救済および社会サービスの提供に加え、UNRWAはインフラ整備、生活条件の改善およ

び雇用機会の創出をねらいとする幅広いプロジェクトを手がけている。1996年7月に本部がウィーンからガザに移転したことで、UNRWAのパレスチナ自治政府との関係強化が促進された。しかし、援助国からの拠出金の伸び悩みと援助対象人口の着実な増加により、サービスは量的にも質的にも低下してきている。

100. 多くの紛争状態が終結しても、対人地雷は人道的惨禍をもたらし続けている。前節でも触れたオタワ・プロセスは対人地雷の製造、生産および使用の禁止を目的とするものであるが、現存する地雷の危険を除去する入念な人道援助活動は継続しなければならない。地雷原の画定および根絶はもちろん、地雷認識訓練と技術的調査および検証を含む地雷除去にははるかに多くの資源が必要である。技術的能力についても管理能力についても、訓練と技能移転は不可欠である。
101. 複雑な緊急事態と自然災害に対する国連の対応の成功いかんは、人材、物的資源および資金の利用可能性にかかっている。1996年9月から1997年8月までに、人道問題局は国連システムを代表し、アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、チェチェン、朝鮮民主主義人民共和国、大湖地域、リベリア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タジキスタンおよび旧ユーゴスラビアの約1,700万人のニーズを充足するため、13件の合同アピールを発表した。旧ユーゴスラビアと大湖地域の2件のアピールだけで、要請合計額18億ドルの半分近くを占めている。現在のところ、7億2,700万ドルの拠出誓約あるいは繰越しが行われている。



102. この1年間、国連システムはその人道援助能力の向上を続けた。機関間常設委員会はこのプロセスで鍵を握る役割を果たしている。早期警戒、緊急対応計画および情報システムの能力強化で進展が見られた。例えば、主要な人道援助諸機関は合同の緊急対応計画の策定方法を開発し、大湖地域、西アフリカおよび中央アジアで実際の合同計画を策定した。
103. 協力が期待できることを保証するため、主要機関は役割分担を画定し、説明責任を保ち、待機取決めを確立する了解覚書を策定した。同様に、これら機関と非政府機関との連絡は、フィールドにおいても、ニューヨークでの月例「相互作用」会合およびジュネーブでの同様の会合を通じてより日常的な性格を帯びるようになった。大湖地域の情勢が急速に悪化した際には、ブルンジ、コンゴ民主共和国東部、ルワンダおよびタンザニア共和国の難民を含め、地域全体における国連の努力の戦略的調整を即座に行う地域人道援助調整官が任命された。
104. 資源の動員については、経済社会理事会による再検討の一環として、1996年、合同アピールのプロセスについて広範な評価が行われた。このプロセスは資金ニーズの調整だけでなく、その優先付けも図るものでもあるが、再検討の結果、合同アピールは復員兵や難民の社会復帰、関係国の行政能力強化、開発への移行促進等、より長期的な復興目標を含むまでに拡大されることになった。同様に、合同アピール・プロセ

スには適宜、人権関連フィールド活動のための資金要請が含まれることになる。

105. 人道問題に対する安全保障理事会の関心と関与が高まっていることも、時宜に適った歓迎すべき動きと言える。これにより、相互補強的な形で政治、人道援助、開発および人権等のあらゆる側面に取り組む、紛争解決へのより総合的アプローチが期待される。

106. にもかかわらず、最近の経験はより実効性の高い制度的取決めの必要性を示している。特に私は、人道問題局の活動上の役割に問題が多いと考えた。同局は十分な装備を与えられないまま限定的でアドホックな形で活動任務を担当していたため、政策立案、主張擁護および人道的緊急対応の調整という緊急援助調整官のコア機能が損なわれる結果となった。このため、7月の改革提案で私は人道問題局をより小規模な緊急援助調整官室に置き換え、これらコア機能に専念させるとともに、同局の活動上の責任事項を他の部局に移すことを発表した。この再編は現在実行中である。

\*\*\*\*\*

107. 本節の冒頭でも指摘したとおり、最近の紛争状態の由々しき特徴として、戦闘員による戦略的取引に人道援助要員のプレゼンスが巻き込まれ、利用されていることがあげられる。さらに悪いことに一般市民が直接的な攻撃対象となっているほか、人道援助活動員も嫌がらせ、拉致、レイプ、さらには

殺害の危険にさらされている。罪のない人々と国際的規範への攻撃激化に対処するためには、加盟国の援助が必要である。その第一歩として、安全保障理事会は最近、難民その他一般市民に対する攻撃を断固として非難するとともに、人道法の原則を厳格に順守するよう紛争当事者に訴えた。国連の人道的任務のまさに核心に対するこうした脅威については道徳的、戦略的、物理的安全の側面を包括的に評価する必要がある。

## F. 平和維持と紛争後の 平和建設

108. 国際の平和および安全の維持および回復は、国連の根本的な目標である。国連憲章に体现された集団安全保障のビジョンは未だ現実のものとはなっていないが、長い年月をかけて国連は平和維持の手段等の顕著な革新を遂げてきた。冷戦直後の解放感により国連の平和維持活動拡大の可能性が過大評価されたこともあったが、最近の悲観的な見方もその逆に行き過ぎであると考えられる。
109. 冷戦後の紛争の多くが外部にも大きな影響を及ぼす内紛および内戦の形態を取っていることから、既に困難な任務が一層難しくなっていることも事実である。しかし、最近の経験から重要な教訓が学ぶことができた。その結果、平和維持とその制度的支援構造は改善と適応を続けており、紛争後の平和建設は国連がより恒久的な平和を達成する手段の中でもますます重要な役割を担うようになってきた。

110. 平和維持の限界とその継続的有用性の双方についての国際社会の理解は、改善された。過去のつまずきにより、加盟国は、任務遂行に不十分な資源をもって活動要員を派遣することがもたらすリスクを認識するようになった。私達はまた、大規模な暴力と国際の平和と安全に対する脅威を前に何も行動をとらないことが、受容も継続もできない選択肢であることを学んだ。平和の代償は戦争の代償に比べればはるかに小さいが、平和が安く達成できるという幻想を抱くべきではない。
111. 現在、世界各国で展開中の16件の平和維持活動には、22,500人の軍事要員および文民警察要員が従事している。これら平和維持活動の管理は、平和維持活動局が担当しているが、その局長には1997年2月、ベルナール・ミエ事務次長が就任した。全ての平和維持活動は潜在的に流動的な状況の安定化を助けているが、国連と地域機関の幅広い協力が行われているケースも多い。本節および本報告の他の部分では、この1年間に起こった重大な動きを簡単に述べるにとどめることとする。
112. バルカン半島では、国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッションとその国際警察タスクフォースがNATOの平和安定軍と密接な協力を行い、オハイオ州デイトンで結ばれた協定の実現を図っている。国連東スラボニア・バラニャおよび西スレム暫定機構は、セルビア人勢力の武装解除および1997年

4月の選挙実施の環境整備において大きな目標を達成した。国連予防展開軍はマケドニア旧ユーゴスラビア共和国で任務を遂行中である。また、国連プレブラカ監視団は、同地域における情勢の監視を続けている。

113.      グルジアでは、国連監視団が独立国家共同体平和維持軍と協力して、当事者による政治的解決の模索を可能にしている。国連タジキスタン監視団による交渉支援の結果、1997年6月にはモスクワで一般的和平協定が結ばれた。ハイチにおいては国連は同国の警察部隊の再建を援助しているほか、人権の分野では米州機構との協力も行っている。国連インド・パキスタン軍事監視団もその任務を継続している。私は、当事者間の対話に向けた最近の動きに勇気づけられている。

114.      活動期限が迫っている国連リベリア監視団は、西アフリカ諸国経済共同体とともに、停戦の監視と武装・動員解除の検証という任務を続けている。これによって1997年夏には選挙が実施され、新政府が樹立された。その他アフリカでは、第3次国連アンゴラ検証団を小規模の活動に転換することが可能となったが、アンゴラでの和平プロセスは行き詰まりの様相を呈しているため、国民的和解の確立と人権の監視にはさらなる努力が必要である。

115.      中東は今日でも世界最大の緊張地点の一つとなっている。私は、イスラエル・パレスチナ間の和平プロセスが再び活性化され、前向きの弾みが完全に取り戻されることを期待する。同地域における安定への国連の貢献としては、前節で述べたUNRWAの人道援助活動、下記に述べる特別調整官の開発関



連作業ならびに国連休戦監視機構、国連兵力引き離し監視軍（UNDOF）および国連レバノン暫定軍の3つの平和維持活動があげられる。イスラエルとシリア・アラブ共和国の協力により、ゴラン高原での UNDOF の努力は成功している。他方、南レバノンではイスラエル軍およびその協力部隊とレバノンの勢力との間で敵対行為が続いている。その他中東では、国連イラク・クウェート監視団が展開地域における安定確保に努めている。

116. この1年間において国連は、実際に展開はしなかったものの、シエラレオネでの平和維持活動を計画、準備したほか、ブルンジ、コンゴ民主共和国およびコンゴ共和国における活動の可能性に備える重要な緊急対応計画を策定し、またグアテマラにおける監視活動を開始、完了した。
117. 国連を強化しようとする現在の国際社会の努力と関連して、平和維持活動を計画、管理および実施する国連の能力を維持、改善することが不可欠である。事務局は要員募集、調達および第三者の賠償請求解決に関する規則等、フィールド活動の支援を律する煩雑あるいは不適切な規則および手続の見直しを行っている。また私達は、現地においても本部においても、全ての平和維持および平和建設活動で国連システム全体の統一的努力を確保する方策を模索中である。事務局内に平和と安全保障に関する執行委員会が創設されたことは、この目標実現に向けた重要な一歩である。
118. その他、加盟国の権限に属する措置もある。平和維持活動に不可欠な機構と機能の多くは安定した資金基盤を欠いてお

り、本質的任務の中にも加盟国から一時的に国連に出向した職員によって遂行されるものが多くなっている。事実、平和維持活動局の専門職員の半数以上がこの種の職員である。平和維持の分野において、国連は真の職員需要に見合った安定した資金を必要としている。同様に、平和維持活動の諸要素を組み立てる基盤となる緊急展開活動本部創設提案への対応は、加盟国が必要な資金を割り当てる意志を持っているかどうかにかかっている。

119. 緊急展開能力の追加的要素も模索中である。多くの加盟国が、安全保障理事会の決定を受けて遅滞なく展開できる軍事ユニットを設置している。オーストリア、カナダ、デンマーク、オランダ、ノルウェー、ポーランドおよびスウェーデンからなる国家グループは、1996年12月、国連待機取決めの枠組の中で即時対応待機部隊を設置する趣意書に署名した。その中の一部の国は、以後この目的に向かってさらに前進を遂げている。私達はこのような動きを大いに歓迎するが、兵員の利用可能性は引き続き各国政府が特定のケースにおいてその提供を約束する意志に依存することとなろう。

120. 来る1年間の主要な優先課題の一つは、グルジア、リベリアおよび旧ユーゴスラビア等における合同展開で得られた経験をさらに活用することにより、将来におけるこのような地域機関とのパートナーシップに対する国連の体制を強化することである。また、人道援助戦略と長期的開発目標を全体的な平和維持努力に十分に統合することも、今後1年間における重要な優先課題と言える。私達は、今日、また将来直面す

る危機に国連の本質的な平和維持手段を適応させ、かつ21世紀に向けた集団安全保障システムの創設を図る中で、このような課題を克服していかなければならない。

\*\*\*\*\*

121. 国連システムは全体として平和建設、すなわち平和を強化および安定化する機構を判別、支持する行動をこれまで以上に重視している。経験が示すところによれば、武力紛争の再発を防止するという意味での平和維持は、恒久的で公正な平和の礎を確立するための必要条件ではあってもその十分条件ではない。加えて必要な活動領域としては、軍事的な安全保障、民事的な法と秩序、人権、難民および国内避難民、選挙、地方行政、公益事業への関与、保健、教育、金融、関税および物品税、再建ならびに社会に何らかの正常感を取り戻すための一般的試みがあげられよう。こうした任務に国連がもたらすことのできる経験、権能、後方支援能力、調整能力および普遍性を備えた機関は、その他世界中のどこにも存在しない。
122. 平和建設活動の好例としてグアテマラのケースが挙げられる。1996年12月29日の最終的和平協定の署名を以って中米地域で最後まで続いたこの紛争は終わりを告げたが、国連はこれに多大な貢献を行った。1994年以来グアテマラにおける人権監視を行ってきた国連は、総会により最終和平協定を検証する任務も委託された。停戦と戦闘員の武装解除は60日間の

期限内に達成された。人権の推進に加え、和平協定は民主的  
制度と司法行政の強化、選挙制度の改善、あらゆるレベルで  
国民の参加を拡大できるようにすることを目的とした社会的、  
経済的不平等への取組み、社会における軍隊の新たな役割の  
定義、を求めている。協定の履行については2000年まで国連  
による検証が求められている。この重大な任務を達成するた  
めには、グアテマラ国民の全面的協力と国連システムおよび  
国際社会の持続的支援が必要であろう。

123.      このように包括的な目標を持つものではなかったが、国連  
はアンゴラ、マリおよびニカラグアにおける元戦闘員の動員  
解除と社会復帰に関与した。この任務には元戦闘員の宿営、  
武装解除、動員解除および故郷への送還、ならびに、その社  
会的・経済的再統合の促進が含まれる。その他、ルワンダ等  
において国連は司法の強化と市町村警察の支援を行う技術援  
助と訓練を提供している。

124.      開発支援の努力は緊急事態の最中も停止することができず、  
むしろ強力に支援され続けなければならないという事実につ  
いて、認識が高まりつつある。従って、関係する国連機関は、  
危機の再発を防止する開発指向の介入策を考案している。  
1996年から1997年にかけて、UNDP、UNHCR、UNICEF、WFP  
および UNIFEM の関与の下に数多くのプロジェクトが実施  
された。私は、国連システム全体が統一性と一貫性のとれた  
形で紛争後の平和建設という課題を克服できるよう措置を講  
ずるとともに、これを目的として政治局を紛争後の平和建設  
に関する国連の中核部局に指定した。1997年3月には、キエ

ラン・プレnderガスト卿が政治局長に就任した。

125. 国連特別委員会（UNSCOM）は、禁止兵器プログラムに関するイラクの完全な最終的かつ全面的開示を検証するという独自の、厳密に軍事的な平和建設の任務を持っている。この1年間、安全保障理事会はイラクを2度非難することを余儀なくされた。うち1回はミサイル兵器の廃棄を検証しようとする委員会の試みが妨げられたこと、もう1回は委員会の行動が妨害され、関連施設へのアクセスが拒否されたことを理由とするものであった。UNSCOMは、今後数ヵ月間に取り組みが必要となる重要な継続的問題を明らかにした。
126. 同様な独自性を持つが性格を全く異にするものとして、特別調整官室の活動があげられる。特別調整官室はヨルダン川西岸およびガザ地区における国連のプログラムおよび機関に全般的なガイダンスを提供するとともに、世界銀行と密接に協力し、パレスチナ自治政府が開発と自立的経済に対する総合的アプローチを達成し、実効的な行政機関を確立できるようにするための援助を行っている。
127. 公正な平和を築き上げるためには、過去の過ちに関する実効的な説明責任のメカニズムも必要である。多くの場合、国際的な援助が必要かも知れないが十分な国内措置が講じられている。しかし、基本的人権の侵害があまりにも大規模で、暴力行為があまりにも残虐であるために、人類全体がこれに憤りを感じ、かつ人類全体がこれに対処しなければならないこともある。近年においては、このために意義のある措置が講じられている。



128. 旧ユーゴスラビアに関する国際法廷は1997年、最初の判決という画期的な成果をあげた。さらに、その多国籍軍および国内当局との関係は、被告3名の逮捕とハーグへの移送によって転換期を迎えた。ルワンダに関する国際刑事法廷は、管理および事務面での欠陥に起因した失地をすでに回復しており、現在3件の裁判が係属中であるほか、さらに21名の被告に関する裁判が予定されている。
129. 最後に、国際刑事裁判所設立準備委員会は、設立規程の案文に関する作業をほぼ完了した。私は、この裁判所の設立が紛争後の平和建設に大きく貢献し、将来の集団虐殺に対する抑止力として働き、また、国際的なレベルでの法の支配の進展において大きな一歩となるものと固く信じている。私は、1998年に開催予定の国際会議によって裁判所が創設されることを強く支持している。歴史上類い希なる惨禍を経験した今世紀の終わりに、このような裁判所を誕生させることで、新世紀に引き継ぐべき理性の領域は一層強固なものとなろう。

## G. 新たな国際的脅威

130. 市民社会の主体に地球的な活動を可能にしている通信手段と個人的な移動性は、「非市民社会」の主体にも同じことを可能にしている。世界の国境線がますますぼやけていく中で、各国の安全保障、経済発展、民主主義および主権にとって、犯罪、薬物取引、マネーロンダリングおよびテロリズムの国

際的ネットワークという新たな脅威が出現してきた。いくつかの関連機能をウィーンに本部を置く薬物統制・犯罪防止室に統一し、組織犯罪専門家であるピノ・アルラッキ氏をその長に任命することで、私はこの増大する脅威を封じ込めるための国連の支援体制の改善を図った。

\*\*\*\*\*

131. 国連および専門機関は、長い間、国際テロを防止する努力において中心的な役割を果たしてきた。特定のテロ行為に対処するため、12件の多国間条約と国際テロ根絶措置に関する宣言が採択されている。総会は、これら法的文書の見直しを行って現行体制における空隙を明らかにした上で、1996年、爆弾テロ事件の防止および核兵器によるテロ行為の防止に関する新たな国際条約を策定するためのアドホック委員会を設置した。アドホック委員会はまた、国際テロ対策のための包括的な法的枠組を策定することになっている。

\*\*\*\*\*

132. 組織犯罪グループはその活動を世界中に拡大している。開発途上国と民主制移行国は、その制度的脆弱性のゆえに恰好の標的となっている。この問題に取り組むため、加盟国は1994年「組織的国際犯罪対策に関するナポリ政治宣言および地球的行動計画」を採択し、立法措置の調和を図るとともに、

その司法制度に組織的国際犯罪を防止・統制する手段を与えるよう各国政府に求めた。

133. 犯罪防止・刑事司法委員会の主催のもとに、データベースの設置および監視と情報交換に関する協定を含め、ナポリ宣言・行動計画の目標達成を支援する様々な実際の行動が取られ、法的文書が採択された。1997年春の第6会期で、同委員会は組織的国際犯罪に対処するための条約案を審議し、贈収賄、移民の密航、子どもの不正取引等、いくつかの具体的犯罪に関する行動をとった。

134. この1年間において、事務局の犯罪防止・刑事司法部は、西アフリカ諸国経済共同体が刑事事件における相互援助に関する地域条約を策定・実施するのを支援したほか、犯罪人引渡し分野における地域協力の枠組を発足させた。犯罪防止・刑事司法部はまた、南アフリカ政府による証人保護プログラムの策定、キルギスタン政府による組織犯罪対策を専門とする内務省部局の設置、ならびに、ルーマニア政府による刑事司法システムの汚職および組織犯罪防止・対策能力の強化に対しても、援助を行っている。アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、ボリビア、グルジア、ギニア、パキスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国およびトーゴにおいては、ニーズ評価活動が行われた。

\*\*\*\*\*

135. 薬物の取引および乱用に対処するため、国連薬物統制計画

(UNDCP) は国際的な薬物統制条約の順守および履行を促進している。中でも、1988年の「麻薬および向精神薬の不法取引の防止に関する国連条約」は、国際協力の主たる枠組となっている。1996年、UNDCP は15 カ国の政府に対し、法執行職員、国内行政官、裁判官、治安判事および検察官向けの訓練を含め、国内薬物統制法規の起草および実施に関する援助を行った。

136. 国際薬物統制委員会との協力により、UNDCP は薬物とその前駆物質の不正市場流入を防止する各国政府の努力も支援している。中央アジア、南アジアおよび南西アジアでは、このための地域援助プログラムが実施されている。UNDCP はまた全世界を対象とした包括的調査を公表し、アンフェタミンをはじめとする様々な興奮剤の不正製造、密売および乱用に起因する新たな脅威に取り組むための対策を検討した。

137. 薬物の不正取引と闘う各国政府の努力を援助するため、南部アフリカ、ラテンアメリカおよび東南アジアの UNDCP 地域法執行顧問は、助言サービスと技術援助の提供を行った。この1年間には合計で16件の法執行プログラムが開始されたが、支援の重点は薬物の禁止・押収能力強化を目的とした警察および税関職員の訓練に置かれた。UNDCP はまた、イラン回教共和国とパキスタンおよびインドとパキスタンの国境地帯をはじめとして、薬物統制法執行機関の間の国境を越えた協力を後援している。また、アフリカ、カリブ等においては、地域的行動計画によっても協力と相互援助の枠組が提供されている。

138. 他の機関との協力は、薬物との闘いに相乗的効果をもたらす。UNDCP は世界関税機関との間で了解覚書に署名し、相互協力のための基本原則を確立している。2つの機関は、地域情報連絡事務所のネットワーク作りに協力しているが、これによって東部および南部アフリカの15ヵ国は、新たな薬物取引動向の察知を可能にする支援を受けている。また、UNDCP と国際刑事警察機構（Interpol）の協力関係も緊密化している。
139. 1990年代に入り、原産国から市場に大量の薬物を密輸する手段として、商業船舶を用いるケースが増えてきた。このため、UNDCP は、海上および海港を経由した薬物の密輸を取り締まる各国政府の能力を強化するプログラムを発足させた。
140. 不正薬物需要を低減させる努力は、薬物取引と闘う戦略に不可欠な要素である。しかし、各国政府の中には薬物乱用の防止、治療およびリハビリに関する持続可能なプログラムを立案、実施する資源、知識および技能を欠いている場合が多い。UNDCP が提供する支援は、非政府機関および企業をはじめとする市民社会の動員を旨としている。企業における薬物対策は、職場での予防プログラムを通じて実施されている。
141. UNDCP はまた、コカ林およびケシをはじめとする薬物用植物の不正栽培地域に対する薬物取引人の支配を崩すために、代替作物の開発プログラムの支援も行っている。1996年、UNDCP は、アフガニスタンにおける1,590万ドルの技術協力4ヵ年計画とミャンマーのワー地域における代替作物開発5ヵ年計画を発足させた。



142. 不正行為の収益から生じる薬物取引人の経済的権力と影響力を排除するため、UNDCPはマネーロンダリング対策を講じ、薬物取引で取得した資産を没収する各国政府の努力を援助している。UNDCPは、金融システムの脆弱性の低減を目的とした金融情報ユニットの創設を含め、関連する法体系および法執行システムの能力を高めることをねらいとする430万ドルの地球的プログラムに対し、資金と支援を提供している。このプログラムは、マネーロンダリングによって影響を受けるその他の機関および主体との密接な協力の下で実施される。しかし、自由貿易と高速通信および大量の資源に支えられて、犯罪人がその活動を多角化し、リスクを軽減し、採算性を極大化できる機会が増えている中で、こうした対策は依然として極めて困難な課題である。

## H. 法務、管理および コミュニケーション

143. 普遍的に適用、順守される法的な規範と手段がなければ、明確な使命の認識と高い業績基準がなければ、また、国連の目的と活動に関する効果的なコミュニケーションがなければ、国連の努力によって各国および各国民のニーズと願望をとくに満足させる可能性はほとんどない。この1年間において、いくつかの重要な側面における国際法の進展、国連の管理システムの質的改善、国連の活動に関するメッセージの先鋭化等、これら各々の分野で大きな前進が見られた。このような

前進により、国連の活動が期待される成果を挙げられるようにするための環境は十分に整備されている。

\*\*\*\*\*

144. 法務室は、国連の目標達成に大きな貢献を行うとともに、国連のその他の主体を支援する機能も果たしている。
145. 実質面において法務室は、その法典化部を通じ、国際刑事裁判所設立の努力および前節でも触れたテロ対策のための新たな法律文書作成に深く関わっている。法務室国際商取引法班は国際商取引法の段階的調和と統一を通じ、国際貿易への障壁を除去する国連国際商取引法委員会の作業への援助を続けた。例えば、1997年会期において同委員会は、支払不能債務者が複数の国内に資産を持っている場合の立法を促進するため、国際的支払不能に関するモデル法案を採択した。また、デジタル署名等の最新分野においても努力が進められている。国際法委員会が作成した案文に基づき、総会は1997年5月、「国際河川の非航行目的利用に関する条約」を採択した。
146. 国連海洋法条約とその第11部の実施に関する協定が発効したことを受けて、国連はこの分野における情報、助言および援助プログラムの見直しに着手した。法務室は、同条約によって創設された様々な機関を援助しているが、その中には1997年6月に設立され、第1回会合を開いた大陸棚の限界に関する委員会、当初の組織作業を終えて活動を開始した国際海底機構および1998年に活動開始予定の国際海洋法裁判所が

含まれる。

147. 支援機関としての法務室の作業としては、国際私法および国際公法に関する調査と意見、平和維持活動に関連する助言とサービスならびに数多くの補助機関に対するガイダンスがあげられる。法務室はまた、専門機関およびその他国連関連機関の法務サービス調整も援助した。
148. 法務室は、改革プロセスの主要側面の一つとなっている新たな「国連職員行動綱領」の起草、策定作業にも参加しているが、この行動綱領は総会に提出され、検討されることになっている。行動綱領は、国際公務員に固有の概念の中核をなす価値観およびこれに関する基本的な権利と義務を定めるものである。また、職員が業績に関する説明責任を負うことを確保するための新規定も盛り込まれることになっている。
149. 国連憲章に定められた法務室の主要責務の一つに、加盟国によって締結された国際条約の登録と公表がある。法務室は、条約課の未処理案件を解消する努力を続けているが、この作業はここ数年で完了する予定である。同時に、国連が収集した条約を電子メディアで入手できるようにするための重要な措置が講じられている。これによって、外交官や国際弁護士だけでなく、世界中の非政府機関、民間企業、学識経験者等、より幅広い人々がこの価値ある資源にアクセスできる。

\*\*\*\*\*

150. 行政管理局は、国連の管理計画の実施を加速させてきた。

この計画は人的資源、全般的作業プログラム、情報、技術およびコスト構造という5つの相互に関連する主要領域での改善を図るものである。国連の財政状況も重要な懸案事項となったが、この1年間に発表された様々な改革・再編イニシアチブは、これらの努力にさらに弾みを与えた。

151. 人的資源の管理を改善するため、行政管理局は組織開発、人材育成および計画策定に関する内部能力の構築を続けた。行動指向のセミナーも開催された。人材育成イニシアチブの焦点は技能の向上、説明責任の拡大および権限の委譲に当てられた。しかし、国連事務局の努力は、人的資源と財務活動を律する極めて複雑な規則および規制によって妨げられている。政府間機関によるますます細かい審査は、監督機構の多層化と相俟ってこの状況をさらに悪化させた。
152. 国連の作業プログラムの管理は国連の主たる政策指針であり、2カ年予算作成の枠組ともなる中期計画のフォーマット見直しが進展したことで恩恵を受けた。それでも従来どおり、加盟国は戦略的な必要について合意する際には大きな困難に直面した。
153. 効果的な管理は情報の入手可能性に大きく左右される。現在までに、統合管理情報システム（IMIS）は5つの活動拠点に設置されている。人事、財務、調達等、国連の行政プロセスの基盤として、IMISは国連の全世界での活動を事務的に支える存在となっている。その他、いくつかの国連機関および専門機関もIMISを導入済みあるいは導入検討中であるため、国連全体の管理者が共通の統一された効率的な基準に沿って



作業を行うようになる日も遠くはないものと見られる。

154. 電子支援サービスの必要性は劇的に高まっているため、技術的インフラの拡張と高度化が必要となっている。IMISに加え、このような応用技術としてはインターネットおよびイントラネット、テレビ会議や遠隔翻訳等の新型技術があげられる。科学技術に関する戦略計画が考案、実施されており、既存インフラの改善は急ピッチで進んでいる。しかし、国連が技術的機能不全と老朽化を回避し、技術開発への投資を行うためには、それに見合った資金を確保しなければならない。
155. コスト構造に関し、国連はますます逼迫する財政状況に対応する一方で、加盟国によって委任された業務をこなしている。前会計年度には予算額のほぼ10%に当たる2億5,000万ドルが削減されたが、1998～1999年度についてもマイナス成長予算の提案が可能となった。コスト節約額を明らかにし、義務的コスト削減の影響を軽減する上で、効率化プログラムは重要な役割を果たしている。効率化の第1段階では、スタッフおよび管理者が提案したプロジェクトが中心となった。現在進行中の第2段階では、プロセスの簡素化、権限の委譲ならびにプログラム管理者の責任および柔軟性の拡大といった、より根本的な課題に取り組みがなされている。
156. 行政管理局は、管理局へと改称されたことから分かっており、純粹に行政的な統制システムと断片的な管理改善から国連の管理業務の根本的改革へとその重点を移し、これまで学んだことに基づいた管理風土への移行に備えているところである。この新しいアプローチにより、実質的作業を担当す



る部局の事務的柔軟性が拡大され、中央の管理担当部局は政策立案、支援サービスおよび規則順守の監視に専念することになる。しかし、最も顕著な効果は、プログラム以外の目的に使用する資金の削減により、実質的な活動に利用できる資金が増大することである。開発のための資源が制約を受けている中で、このことは国連の顧客、すなわち国連の経済・社会プログラムを必要としている世界の国々および人々にとって朗報と言えよう。

\*\*\*\*\*

157. 私は、国連職員に関する別のより深刻な問題、すなわちその安全に対する脅威の増大に加盟国の注意を喚起したい。この1年間の出来事により、国連の職員は危険と執拗な暴力の急増にさらされている。1996年9月以来、任務遂行中に命を落とした文民要員は21人に上っている。
158. 人質事件は国連職員にとって新たな脅威となっている。1996年9月1日以来、期間の差こそあれ47人の職員が人質となっている。同じように懸念すべきは、依然として拘禁中あるいは行方不明の国連職員がいることである。この数字には攻撃、嫌がらせ、傷害、暴行あるいはレイプの被害を受けた職員は含まれていない。また、その家族が被った損失、心理的打撃および感情的ストレスについて、数字は何も語っていない。国連職員の安全確保に必要な措置を講ずるために、十分な資金を調達しなければならない。

159. 国連の創設者たちも明確に認識していた情報の力は、近年、情報通信技術の急速な進歩によって一層強まっている。先端技術の利用いかんに関係なく、情報は、教育と国際理解ならびに自由の推進、民主化および自らの生活に影響する決定に対する人々の参加拡大にとって、原動力となるものである。国連は自らのためにその大きな可能性を活用しなければならない。
160. 国連の広報活動の方向転換が改革プロセスの緊急な要件の一つであることは、既に明らかにしたとおりである。広報局の任務、仕組みおよび活動の全側面を検討するために、著名なコミュニケーション専門家からなるタスクフォースが招集された。「地球的ビジョンと現地の声」と題するその報告で、タスクフォースは、国連のコミュニケーション戦略および実務を根本的に見直すための包括的な提案と勧告を行った。私はこれらの勧告に対応し、実施措置を講じているところである。
161. その間にも広報局は新たなコミュニケーション環境への適応を続けた。特に重視されているのがインターネットである。国連のウェブサイトには毎週70万件から80万件のアクセスがあり、入手できる資料の幅も広がっている。1996年10月、広報局は双方向のオンライン教育プログラム「サイバースクールバス」を発足させた。毎週25万件を越えるアクセスを誇るこのプログラムは、青少年を重視し、教員、教育機関および

教員組合と協力する国連の努力を如実に示している。また、ダグ・ハマースホルド図書館ホームページの拡充は、同図書館を「壁のない図書館」にしようとする私たちの努力をさらに一歩進めるものである。ジュネーブでも同様の措置が講じられている。

162. 広報局のインターネット活用により、様々な数量化できる配当が生まれてきている。国連刊行物のカタログ掲載は、売上げの増大をもたらした。印刷物の削減により、紙の節約と物流の削減が可能になった。広報局発行のプレスリリースは、国連本部およびジュネーブ、ウィーンの国連事務局で開催される政府間会合の直後に唯一作成される議事報告であるが、これがインターネットに即時掲載されるようになったため、新たな読者が増えたばかりでなく、印刷量も25%削減された。また、ニューヨークとジュネーブの各国国連代表部が完全にオンライン化されたことで、自国の外務本省に重要な資料を郵送あるいはファックス送付する必要がなくなったケースも多く、通信コストの面でも節約が実現されている。
163. 同時に広報局は、情報技術が普遍的に利用可能となったわけではないことも認識しており、プレス、ラジオ、テレビ等、従来のメディアの利用も続けている。例えば国連ラジオは、中期計画に定められているとおり、国際的放送能力の構築を目指している。広報局はまた、国連世界テレビ・フォーラムを通じ、主要テレビ局幹部とのパートナーシップも強化している。
164. 国連の平和維持、平和創設および人道活動は、特別なコ

コミュニケーションの課題を提起している。国連の努力を持続させるためには、直接に影響を受ける地域の住民、国際メディア、および、その支持が欠かせない幅広い地球全体の人々といった「同一中心的」聴衆を対象としなければならないからである。この1年間、人道問題局、政治局および平和維持活動局との協議が緊密化し、またフィールドにおける情報要素に関する標準的ガイドラインおよびマニュアルの最終化が進んでいる。フィールド活動については情報の適時性が特に重要であるため、広報局は印刷物から電子資料配布へとその重点を移動させている。

165. この1年間における本質的優先課題としては、総会による「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の中間見直し、「アジェンダ21」実施状況再検討のための特別総会（「リオ+5」）、ならびに、来る世界人権宣言50周年記念および薬物に関する特別総会の計画があげられる。
166. 国連の広報センターおよび広報サービスのネットワークは、これらの活動の中心的な役割を果たし、国連のテーマと課題を支持する地域的な非政府機関およびその他の国連パートナーを活性化した。総会の承認するところに従い、国連広報センターと他の国連現地事務所の統合は、国連所在地国との協議の下にケース・バイ・ケースで進められることになる。先進国においては、国連広報センターは、国内の資源を国連の支援に動員すべく、国連システムのその他のメンバー機関および国内団体との協力強化を続けることになっている。



# 3 今後の取組み

167. 私が加盟国に国連の活動に関する報告を行うのは、これが初めてである。私は30年以上国連に勤務してきたが、国連の全般的な機能と有効性に関して思慮深い判断を行う責任を負ったことはなかった。この任務を終えた私は、結局のところ慎重ながらも楽観的な見方を持っている。
168. ここまで述べてきたとおり、国連は近年、外部環境の全面的な変化に対応する上で大きな前進を遂げてきた。その活動の中で影響を受けていない領域はない。事実、憲章に謳われた原則と任務の枠組において、全く新しい活動分野と作業方法が発足したほか、国際社会のニーズの変化に応じた活動の見直しも行われてきた。さらに、その活動に対する数多い制約にもかかわらず、部分的な例外を除けば、国連の上級管理者の革新性は称賛に値し、そのスタッフの献身は誇るべきものである。
169. しかし、なすべきことはまだ多く残っている。私は本報告第2章で、様々な実質的活動分野および支援構造について、今後の望ましい、必要な取組みのいくつかを指摘した。私はここで、国連の将来の業績に影響する重要な全体的課題に対して注意を喚起したい。
170. 国連財政の不安定性は前例のないレベルに達し、その機能を弱体化させている。一部の加盟国による分担金の不払いによって生じた通常予算の不足額を埋めるために、平和維持予



算からの「借入れ」を強いられるような事態が、あまりにも長年にわたって続いている。つまり私達は、安全保障理事会決議に従って誠実に兵員と装備を提供した加盟国に対して、その費用を支払っていないのである。今ではこの資金源も枯渇寸前である。この問題を近いうちに解決できること、ならびに、今後は全ての加盟国がその分担金を全額期限内に支払うことで国連および加盟国相互に対する法的義務を履行することを私は希望し、またそう信じて止まない。

171. 滞納による財政問題に加え、私が本報告の冒頭で指摘したとおり、国内レベルおよび国際レベルで同様に生じている長期的な変化により、政府間機関の活動は根本的な変革を迫られている。国連を含む政府間機関が利用できる資源は、これらが直面する問題および民間セクターをはじめとする他の主体の能力に比べて相対的に減少している。その上、現在世界中で政府の役割および統治手段の再定義が進んでいる結果、これまでの政府間主義の概念自体が変容している。

172. こうした環境変化に国連が対応する上で、従来のゆっくりとした適応パターンはもはや十分でない。新世紀で成功を収めるためには、国連は、その内部に存在する補完性と相乗効果という、独自の大きな資源を活用しなければならない。すなわち国連は断片的な変革でなく、根本的な変革を断行しなければならないのである。この関連で3つの措置を講ずる必要がある。これらはいずれも加盟国の支援を必要とするものである。

173. 第一の措置は、国連が様々な活動分野において個別にも横

断的にも一体として行動できるよう、適切な事務局機構を創設することである。一体としての行動とは、大集団の全体行進を意味するものでもなければ、いずれかの構成要素独自の特性を否定することを示唆するものでもない。必要なことは、競争はさておき、活動の重複も避けながら国連の構成ユニットを戦略的に展開できるようにすることである。主要な例をあげれば、副事務総長のポスト、上級管理グループ、戦略計画ユニット、4つの部門別執行委員会等、私の改革提案にはこの目的を達成するための要素が多く含まれている。

174. 不可欠な措置の二つ目は、国連の立法機関と事務総長の役割分担を見直すことである。冷戦時代に政治構造がブロック化されていたこともあり、国連を悩ませている硬直性の中には、実際に義務づけられてしまっているものが多い。加盟国が説明責任を要求するのはもっともな話であるが、事務局にも最も費用効果的に業務をこなす柔軟性が必要である。現状は双方の当事者のためになっていない。総会の議題および審議の合理化、新規委任活動に関する終焉規定の制度化、および、最も重要な要素である結果指向の予算システムへの移行に関する勧告を含め、私の改革提案にはこの問題への取組みを図るものも組み込まれている。

175. 最後に、最善のシステムを導入したとしても、最も重要なのは人材である。国連職員は貴重な資源であるが、その作業の実効的遂行に資するどころか、これを妨害するような規則や規制によってある程度の浪費が生じている。国連は、機能的なキャリア開発プログラム、実質的な作為・不作為奨励制

度を伴った有意義な業績判断基準と評価、および、職員の活性化と一体化を図る企業風土を必要としている。私は加盟国とともに、これら条件の整備に資する人事政策を立案できることを期待している。

176. 新世紀を間近に控え、国際社会が国連憲章の希望と公約を実現するにはまだ長い道のりがあるが、1世紀前の世界が置かれていた状況を考えると、私達の達成した進歩がいかに大きなものであったかについて驚嘆の念を隠し得ない。実際、前世紀末と現在の最も大きな違いの一つはまさに、世界に改善を促し、これを可能にする国際機関が存在するという事実に求められる。だからこそ、私達の子ども、またその子供たちのために、平和と進歩を達成できるように、国連をできる限り有効な手段とすることは、私達の厳粛な歴史的義務と言えるのである。

1998年 5 月

## 国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前 5 丁目53-70

国連大学ビル 8 階

〒150-0001 電話 (03) 5467-4451～2

FAX (03) 5467-4455

E-mail : [unictok@blue.ocn.ne.jp](mailto:unictok@blue.ocn.ne.jp)



## 世界の改善を可能にするために

「新世紀を間近に控え、国際社会が  
国連憲章の希望と公約を実現するには  
まだ長い道のりがあるが、1世紀前の  
世界が置かれていた状況を考えると、  
私達の達成した進歩が  
いかに大きなものであったかについて  
驚嘆の念を隠し得ない。  
実際、前世紀末と現在の最も大きな違いの一つは  
まさに、世界に改善を促し、これを可能にする  
国際機関が存在するという事実にある。  
だからこそ、私達の子ども、  
またその子供たちのために、  
平和と進歩を達成できるように、  
国連をできる限り有効な手段とすることは、  
私達の厳粛な歴史的義務と言えるのである。」

コフィー・A.アナン

国際連合広報局発行  
DPI/1927 - September 1997 - 15M  
UN Sales No: E.97.I.23  
ISBN: 92-1-100643-0